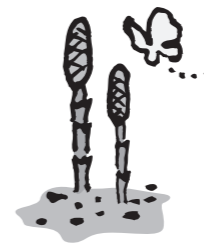




春は引っ越しの季節

住民異動の届出はお早めに



こちらの手続きもお忘れなく

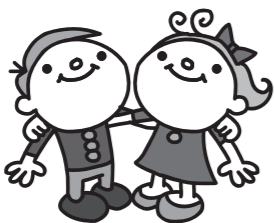


【児童手当・児童扶養手当等】

児童手当を受給している方が、他の市町村に住所を移すと本町での受給資格はなくなります。受給者の方は、本町から児童手当所得証明書の交付を受け、転出した日から15日以内に転入された市町村で新たに手続きをしてください。

また、児童扶養手当・特別児童扶養手当・ひとり親家庭医療費助成を受けている方が転居や転出をしたときには、変更後14日以内に、受給者証を持って健康福祉課で手続きをしてください。

また、転出される方で、引き続き他の市町村で受給される方は、税務町民課で発行する所得証明書を持って新しい市町村で手続きが必要となります。



【国民健康保険】

●就職・退職したら国保の手続きを

職場の健康保険を加入、脱退した場合には、それぞれ届出が必要になります。(表2) 会社での手続きしたあとに、国保の手続きをしなければなりません。

なお、国保に加入する場合は、職場の健康保険をやめた証明書(資格喪失証明書など)を、国保を脱退する場合は、職場の健康保険証と国民健康保険証の両方を税務町民課へお持ちください。

【上下水道の届け出】

引っ越しで、水道使用を開始したい、停止したい場合や、長期間留守にするために水道をご使用にならない場合は、5日前までに上下水道課にご連絡ください。

また、井戸水を使い、下水道に接続している方で、使用人数に変更があった場合には、上下水道課で手続きをしてください。

届出は時間に余裕を持って

例年3月下旬から5月上旬までは窓口が混雑します。そこで少しでもスムーズに手続きができるコツをお知らせします。

また、届出は異動者本人もしくは同一世帯の方が行ってください。その他の方が代理人として届ける場合は委任状が必要となります。

住民基本台帳カードをお持ちの方は、転入転出の手続きの際に必要となりますので、必ず持参してください。

住所が変わったら住民異動届を
転入や転出により住所が変わった場合には、税務町民課で住民異動届が必要になります。(表1)

各手続きの問い合わせ窓口

- 住民異動、印鑑登録、国民健康保険、年金のこと
税務町民課 ☎62-2112
- 児童手当、児童扶養手当などのこと
健康福祉課 ☎62-2115
- 上下水道のこと
上下水道課 ☎62-2348、2119

○混んでいる時間を避ける
・月曜日や連休明け
・10時〜12時
当然のことですが、皆さんの来やすい時間帯は混雑します。もし都合が合えば、これらの時間を避けた方がスムーズに手続き出来ます。

○手続きについて事前に確認
・必要な書類
・手続きできる人
・届出の期間 など
手続きに必要な書類は、個人ごとに異なります。事前にお電話で確認していただくと、窓口でスムーズに手続きできます。

表2 国保の届出一覧

こんなとき	持参するもの
他の市町村から転入してきたとき	他の市区町村の転出証明書
職場の健康保険をやめたとき	健康保険をやめた証明書
職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	被扶養喪失証明書など
生活保護を受けなくなったとき	印鑑
他の市町村に転出するとき	保険証
職場の健康保険に加入したとき	国保と職場の健康保険の両方の保険証
職場の健康保険の被扶養者になったとき	保険証、通帳、印鑑
被保険者が死亡したとき	保険証
生活保護を受けるようになったとき	保険証、年金証書、印鑑
退職者医療制度の対象となったとき	保険証
鏡石町内で住所が変わったとき	保険証
世帯主や氏名が変わったとき	保険証、在学証明書、印鑑
世帯が分かれたり、一緒になったりしたとき	印鑑
修学のため、別に住所を定めるとき	印鑑
保険証をなくしたとき、汚れて使えなくなったとき	

※手続きの際、本人確認が必要となりますので、運転免許証など身分証明書を必ず持参してください

表1 住民異動届一覧

届出事項	どんなときに(届出事由)	いつ(届出期間)	だれが(届出人)	届出に必要なもの(添付書類など)
転入届	町外から鏡石町に住所を移したとき	住み始めてから14日以内	本人、同じ世帯の方または代理人(※)	① 前住所の市区町村が発行した転出証明書 ② 身分証明書(写真付) ③ 印鑑
転出届	鏡石町から町外に住所を移すとき	新住所に移る前に		① 国民健康保険証(加入者のみ) ② 身分証明書(写真付) ③ 印鑑
転居届	鏡石町内で住所が変わったとき	住み始めてから14日以内		① 国民健康保険証(加入者のみ) ② 身分証明書(写真付) ③ 印鑑

※代理人の場合は委任状が必要です。

国民年金だより

会社を退職した人は国民年金加入の手続きを!

日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の農業、自営業、学生などの方及び勤務している方も厚生年金に加入していない方は、国民年金に加入しなければなりません。将来、年金を受給するためには、原則25年以上の年金加入期間(保険料を納めた期間+免除を受けた期間)が必要となります。加入の手続きを行わないでいると、加入期間が満たなくなり、年金が受給できないこととなります。

請の手続きを行う場合は、雇用保険受給資格者証等が必要となります。

国民年金を受給するには?

老齢基礎年金の受給要件は原則65歳以上です。加入期間が国民年金と厚生年金合わせて25年以上(納付期間+免除期間)以上の要件を満たした方で請求をする場合は、必要書類を添付し手続きを行ってください。年金加入期間が国民年金のみの方は町役場での請求が可能です。厚生年金加入期間のある方は、年金事務所でも請求することになります。

必要書類は各人により異なりますので事前に年金事務所へ確認してください。

◆問い合わせ先
税務町民課
☎62-2112
郡山年金事務所
☎024-932-13434